

**○事務局長** おはようございます。開会前ですけれども急遽場所を変更しましたことをお詫びいたします。それではご起立をお願いいたします。新年明けましておめでとうございます。今年もどうぞよろしくをお願いいたします。ご着席をお願いいたします。本日は全員出席ですので、会議は成立をいたしております。それではただいまより、令和3年度第10回多良木町農業委員会総会を開会いたします。開催に当たりまして、会長挨拶をお願いいたします。

**○会長** (会長挨拶)

**○事務局長** ありがとうございます。それでは、会議規則第4条によりまして、会長は総会の議長となり議事を整理するとなっておりますので、ここからの進行は会長、よろしくお願いいたします。

**○議長** それでは座らせていただいて、議事を進めさせていただきます。日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員に8番委員、9番委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。日程第2、議案第24号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

**○事務局長** それでは1ページをお開きください。日程第2、議案第24号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてということで、下記のとおり、農地の権利移転等についての許可申請があったので、許可不許可についての意見を決定するものとするものでございます。令和4年7月12日提出、多良木町農業委員会会長です。今回は3件出てまいっております。

(3件の申請について説明)

以上で説明を終わります。

○議長 続いて、事前調査の報告をお願いいたします。

○8番委員 議案第24号、農地法第3条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回3件の申請がありましたが、昨日11日に8番私、13番委員、14番委員と局長で調査いたしました。番号1の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域内農地となっております、対価〇円、10a当たり〇円による所有権移転となります。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございます。なお□□さんにつきましては、去年亡くなられました□□さんの長女ということだそうです。続きまして、番号2の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域内農地となります。対価〇円による所有権移転となります。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございます。続きまして、番号3番の申請につきましては、先ほど説明された場所になりますが、農振農用地区域内農地となっております、対価〇円、10a当たり〇円による所有権移転となります。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございます。以上報告を終わります。

○議長 ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。ないようでしたらお諮りいたします。本件についてご異議はございませんか。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたします。続きまして、日程第3、議案第25号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○**事務局長** それでは、6 ページをお開きください。日程第 3、議案第 25 号、農地法第 5 条第

1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、下記のとおり農地を農地以外のものにするための許可申請があったので、許可不許可についての副申意見を決定するものとするものでございます。令和 4 年 1 月 12 日提出、多良木町農業委員会会長です。今回 1 件あがっております。

(1 件の申請について説明)

以上です。

○**議長** 本件について、事前調査の報告をお願いいたします。

○**14 番委員** 事前調査の報告を行います。議案第 25 号の、農地法第 5 条の申請に対する調査をいたしました。今回 1 件の申請がありましたが、1 月 11 日火曜日、8 番委員、13 番委員、14 番私と事務局長で行いました。申請された農地の区分は、農振農用地区域外農地で、第 3 種農地となりますので、立地基準を満たしていると考えています。また一般基準においても、農地法第 5 条第 2 項及び施行規則第 57 条の不許可の要件には該当しないと思われまので、一般基準も満たしていると考えております。したがって本件は、立地基準及び一般基準の両面から転用許可基準を満たしていると思われま。以上で終わります。

○**議長** ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。ないようでしたらお諮りいたします。本件についてご異議はございませんか。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第 4、議案第 26 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。本件については議事参与の案件がございますので、私は退席をいたします。職務代行の 2 番委員に議事をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○**2 番職務代理者** 日程第 4、議案第 26 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定に

ついて、事務局より説明をお願いいたします。

**○係長** 日程第 4、議案第 26 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてということで、令和 4 年第 1 回多良木町農用地利用修集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による別紙計画書について、12 月 28 日付けで、多良木町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。それでは退席されました議事参与分の集積計画についてご説明をいたします。

(議事参与者分の案件について説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えております。以上で説明を終わります。

**○2 番職務代理者** ありがとうございました。ただいまの事務局の説明の分ですけれども、ご意見のある方はお願いいたします。ないようですので、お諮りいたします。退席されました方の入室をお願いいたします。

**○議長** 2 番委員には大変お世話になりました。残りの案件の説明をお願いいたします。

**○係長** (残りの案件について説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすと考えております。以上で説明終わります。

**○議長** ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。ないようでしたら、お諮りをいたします。本件について、ご異議はございませんか。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたします。続きまして、日程第 5、議案第 27 号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

**○係長** それでは 9 ページ目でございます。日程第 5、議案第 27 号、農業経営基盤の強化の促

進に関する基本的な構想の変更に係る意見決定について、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に伴い、農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条の規定に基づき、多良木町長より意見を求められたので、意見を決定するものでございます。10 ページと 11 ページに、概要というものを載せさせていただいておりますが、こちらは総会資料を送付した後に文言の修正がございまして、皆様方の手元のほうにこれと同じようなもので赤と黒のホッチキスでとめた厚い紙があると思います。先ほどの総会資料に付けております。概要が 1 番上に載ったものでございます。こちらのほうで説明をさせていただきます。先ほどの、総会資料を送ってからの変更点なんですけども、総会資料の 3 行目ですね。赤い数字で、主たる従事者 1 人当たりおおむね 300 万円以上というのが、総会資料のほうには付けてあると思うんですけども、こちらが別で配ったものにつきましては、主たる従事者 1 人当たり 300 万円以上ということで、こちらはおおむねというものが抜けているかと思えます。その後もこちらの 300 万円以上という部分が何か所か出てくるんですけども、こちらのおおむねという表現のほうは抜けております。これは県のほうから、こういった表現はやめて、がっつりした金額でしてほしいということで指摘があったそうなので、おおむねを削除したということで、それが変更の分となります。まず、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針というものは何なのかということなんですけども、こちらが堅苦しい言葉になってしまうんですけども、基本方針は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、農業経営基盤強化促進法第 5 条に基づき、町が自らの地域の農業のあるべき姿についてそのビジョンを描き、今後、地域農政を推進する目標として策定するものでございまして、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営への支障、このような農業経営を営むものに対する、農用地の利用集積の目標及び経営改善を図ろうとする者への支援措置等を示したものでござい

ます。5年ごとにこちらの基本方針を見直しております、これから10年間にわたっての基本方針を定めるというものでございます。昨年の8月に県にも同じような基本方針がございまして、その基本方針が変更したことに伴いまして、多良木町でもこの基本方針を県が変更したものに則って、多良木町の方針も変更したということで、今回の分となっております。大まかな部分については先ほどの概要のほうで説明いたします。座って説明いたします。まず、主な変更点ということで、赤で書いてあるところは重要なところでございます。第1のP1の部分については後で説明いたします。まずP2からの、主業農家を中心とした意欲ある農業者を追加などの文言については、こちらは先ほどの県が変更したことに伴いまして、町のほうの文言をこういうふうな形で、追加等をさせていただいております。それから、1番下の第2のP4の家族経営ということで農業目標所得。こちらが今まではおおむね670万円だったんですけども、こちらを削除しまして主たる従業員一人当たり335万円程度を、主たる従事者一人当たり300万円以上に変更ということでなっております。こちらの基本構想の、家族経営の農業目標所得というのが何かと言いますと、認定農業者を認定する際の基準というものになります。今までは一経営体の所得がおおむね670万円以上の農家につきまして、その他諸々条件はあるんですけども、所得金額をベースで考えると、一経営体当たり670万円以上を認定農業者として認定していたんですけど、これからは、一経営体ではなくて主たる従事者1人当たり300万円以上の農業所得があるところを、認定農業者として見るということで、今回変更がっております。ですので、2人従事者がいらっしゃれば、600万円以上という形になります。1人でされてる場合は、もう300万円以上あれば認定農業者の候補の一つの条件として満たすということとなっております。あと、次のページですね。法人経営ですけども、こちら法人の場合が、目標農業所得が一法人当たりおおむね1500万円以上でございましたけれども、こちらも同じように、主

たる従事者1人当たり300万円以上に変更ということになっております。こちら、今まで個人事業でされていた方が、法人を立ち上げたとき今まで670万円だったものが、いきなり1500万円まで認定農業者の基準が上がるということで、法人に転換された方が認定農業者になっていただくというのが、難しいような状況だったそうです。そのためにこちらのほうも、従事者1人当たり300万円以上ということで、普通の家族経営と同じように変更いたしております。従業員が2人いらっしゃれば600万円、3人いらっしゃれば900万円というような基準になるということでございます。次は協業経営ということで、どういった経営が協業経営になるかということで、複数の世帯が共同で出資し、生産から生産物の販売、収支決算、収益配分に至るまでの経営を協業で行うモデル的な経営類型。なお、組織運営体制が整った組織については法人化や大規模法人化の経営を目指すこととする、ということとなっております。こちらについても所得が今まで概ね3,000万円程度、さらに従事者1人当たり160万円程度だったものを、主たる従事者1人当たり300万円以上に変更となっております。それから、その下のP5からということですが、経営類型ということで、家族経営が12類型を25類型に変更ということになっております。こちらの類型については、その後の8ページ目を開いていただくと分かると思いますけども、例えば8ページの1番上の、水稻、飼料用稲、麦、大豆という経営するものによって、大体これくらいが標準であるだろうというような指標になります。こちらも県の変更に合わせて、新しく中身のほうを変えているようでございます。法人経営、協業経営も同じようにこういった形で、経営類型を変更しているところでございます。次の第3のP15です。こちらについても、同じように類型の変更となっております。続きまして第4のP20からということで、集積の目標を75%から80%に変更となっております。こちらは熊本県が熊本県の農地集積目標を80%にするということで目標を掲げておりますので、それに伴いまして多良木

町でも同じように、農地集積の目標を 80%に変更ということしております。こちらは 10 年間の基本方針ですので、令和 11 年度ということに変更をしております。続きまして、第 5 の P21 からということですが、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業を農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業に変更となっております。こちらは、農地利用集積円滑化事業というのが、もう既に終了しておりますので、それに伴いまして新しい事業のほうをこちらへ変更しております。それから、農業生産法人を農地所有適格法人に変更となっております。こちら、今まで農業生産法人と言われていたものが、今はもう農地所有適格法人というものに名称が変更されておりますので、それに伴いまして、文言の変更となっております。それから、1 番下の P32、農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項を全て削除ということになっています。こちら先ほど言いましたように、こちらの農地利用集積円滑化事業がもう終了しているものですから、基本的な事項も全て削除ということになっております。こういった中身についてはほとんど、県が定めたものに対して変更を行ったところです。こちらの基本構想の変更につきましては、農業委員会と JA にこういった形で町が基本構想を変更するにあたって意見を聞くようになっておりますので、総会にて諮らせていただいた次第でございます。以上です。

**○議長** ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。7 番委員。

**○7 番委員** 主たる従業員一人当たり 300 万円以上というふうになってますけども、これは所得が 300 万円以上ですかね。

**○係長** そうですね、所得が 300 万円以上になります。収入ではなく所得になります。

**○議長** ほかに何かご意見ご質問はございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。

本件について、ご異議はございませんか。異議なしということで本件は原案のとおり決定

をいたします。続きまして、日程第 6、報告第 17 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

**○係長** それでは 12 ページ目をお開きください。日程第 6、報告第 17 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告について、令和 3 年 11 月 26 日から令和 3 年 12 月 24 日までの分となります。

(内容説明)

以上報告を終わります。

**○議長** ただいま事務局より説明がございましたが、本件についてご質問はございませんか。何かございませんでしょうか。ないようでしたら、日程第 6、報告第 17 号を終わります。続きまして、日程第 7、報告第 18 号、許可不要転用届の報告についてを議題といたします。事務局より説明をいたします。

**○事務局長** それでは、17 ページをお願いいたします。日程第 7、報告第 18 号、許可不要転用届の報告についてということで、報告をさせていただきます。今回 1 件あがってまいっております。

(1 件の申請について説明)

以上です。

**○議長** ただいま報告がございましたが、本件について何かご質問はございませんか。ないようでしたら報告第 18 号をこれで終わりたいと思います。続きまして、日程第 8、次回総会に伴う事前調査委員の指名を行います。次回の事前調査を 2 月 9 日 9 時より行いたいと思います。それに伴う調査委員に 9 番委員、10 番委員、15 番委員を指名したいと思いますが、御三方よろしいでしょうか。よろしくをお願いいたします。総会を 2 月 10 日午前 9 時より行

います。それでは次回総会の日程をこのようにいたしますのでよろしくお願いいたします。

以上で本日提案された議案の審議並びに報告事項は全て終了致しました。議事録につきま

しては、発言内容に支障のない範囲で整理させていただくことをご了承ください。

**○事務局長** これをもちまして令和3年度第10回多良木町農業委員会総会を閉会したいと思います。お世話になりました。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記